

私事総第 1126 号
令和 8 年 8 月 24 日

任意継続加入者の皆様へ

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 福 原 紀 彦

令和 8 年熊本地震に係る共済事務の取扱いについて

このたびの令和 8 年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当事業団では、被災された任意継続加入者及び被扶養者の皆様に対し、下記のとおり、任意継続掛金の納付期限の延長及び猶予、その他の特例措置を設けることとしましたので、お知らせします。

また、今回の被災状況に鑑み、被災加入者の皆様に円滑に災害見舞金等の災害給付を申請いただけるよう、特例対応を予定しております（詳細は、決まり次第お知らせします）。

なお、共済事務の取扱いについては、私学共済ホームページでもお知らせしています。内容の変更等、随時ホームページで御案内してまいりますので、併せて御覧ください。

被災された皆様の一日も早い復旧・復興を、心よりお祈り申し上げます。

記

1 資格関係〔担当部署：業務部資格課〕

（１）マイナ保険証等がない場合における病院・診療所での受診

マイナ保険証又は資格確認書が手元にない場合でも、医療機関の窓口で次の①～④の事項を申告すれば受診できます。万一受診できなかった場合には、資格課又は短期給付課まで御連絡ください。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 連絡先（電話番号）
- ④ 私学共済の任意継続加入者又はその被扶養者であること

（２）電話等による資格確認書等の再交付

被災された任意継続加入者又は被扶養者の資格確認書の再交付、資格証明書の交付の依頼については、電話等による申出でも本人確認の上、受け付けます。

なお、電話等による手続については、**令和 8 年 9 月 30 日まで**の取扱いとします。

2 短期給付関係〔担当部署：業務部短期給付課〕

（１）災害見舞金及び災害見舞金付加金の支給

任意継続加入者又は被扶養者の住居や家財に５分の１以上の損害を受けたときには、その損害の程度に応じて災害見舞金及び災害見舞金付加金を支給します。

災害見舞金及び災害見舞金付加金の請求には、次の①～④の書類等の提出が必要となります。なお、**請求期限は、災害にあった日の翌日から２年となります。**

① 災害見舞金・災害見舞金付加金請求書

② 災害状況明細書

注１ 災害状況明細書記入チェック表を確認しながら、作成してください。

注２ 家財の品目が多くて書ききれない場合は「家財内訳書」を使用してください。

③ リ災証明書

④ リ災部分がわかる写真（任意）

※ 災害見舞金・災害見舞金付加金請求書、災害状況明細書、災害状況明細書記入チェック表及び家財内訳書は、私学共済ホームページからダウンロードできます。

（２）医療機関の窓口負担の免除

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に住所を有する任意継続加入者又は被扶養者が被災により次の①～③のいずれかに該当する場合は、医療機関等を受診する際に、窓口で当該①～③のいずれかに該当する旨を、**口頭で**申し出ることにより、保険診療に係るものに限り、窓口で負担する一部負担金等の支払が免除されます（**被災された日から令和８年１１月３０日までの受診分に限り**ます）。ただし、入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

① 住家が全半壊・全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした

② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った

③ 主たる生計維持者が行方不明になった

注１ 被災された日とは「リ災証明書」に記載されている「リ災年月日」を指します。

注２ 窓口で申し出るにあたり、「リ災証明書」等の提示は不要です。

ただし、免除要件の確認が必要となるため、後日、当事業団に「**一部負担金等免除申請書**」により「**一部負担金等免除証明書**」の発行手続きをしてください。「一部負担金等免除証明書」の提示により医療機関での受診がスムーズに行われ、また、免除期間が延長になった場合には有効期間を延長した証明書を当事業団から自動的に発行することができます（「一部負担金等免除申請書」は、私学共済ホームページからダウンロードできます）。

（３）医療機関の窓口負担の還付

上記窓口負担の免除の対象となる任意継続加入者又は被扶養者が医療機関等の窓口で一部負担金等を支払ったときは、当該一部負担金等の還付を請求することができます（**被災された日から令和８年１１月３０日までの受診分に限り**ます）。この場合は、まず「**一部負担金等免除証明書**」を申請してください。「一部負担金等免除証明書」がお手元に届きましたら、「**一部負担金等還付請求書**」にて請求してください（「一時負担金等還付請求書」は、私学共済ホームページからダウンロードできます）。

注1 被災された日とは「り災証明書」に記載されている「り災年月日」を指します。

注2 当該療養が職務上及び通勤途上の災害の場合は、一部負担金免除又は還付の対象となりません。労災保険給付については厚生労働省か都道府県の労働局等に御相談ください。

3 掛金関係〔担当部署：業務部掛金課〕

被災により任意継続掛金の納付が困難である場合には、申請に基づき、納付の猶予等を受けられる場合があります。

4 年金関係〔担当部署：年金部〕

被災された年金受給権者が年金証書の紛失若しくは破損又は年金関係の書類が提出できない等でお困りの場合には、個別に御相談を承っております。

5 災害見舞品関係〔担当部署：福祉部保健課〕

今回の地震で被災され、災害見舞金付加金の支給を受ける任意継続加入者への災害見舞品については、災害見舞金付加金の送金に併せて、自動的に現金3万円を支給します。

6 積立共済年金関係〔担当部署：福祉部貯金・貸付課〕

災害救助法適用市町村に居住の任意継続加入者を対象に、以下の措置を講じます。

- (1) 脱退一時金又は遺族一時金を請求する場合、手続書類の緩和措置をとります。
- (2) 積立共済年金の掛金の振替が**3か月**できない場合は、自動脱退の扱いとなりますが、申し出により**令和9年1月**まで掛金の払い込みを猶予します。猶予期間内（**令和9年1月6日**振替まで）であれば未入期間分の払い込みを行うことで継続することができます。なお、申し出の締切りは**令和8年11月13日**までとなります。

7 共済定期保険関係〔担当部署：福祉部貯金・貸付課〕

〔問い合わせ先〕専用フリーダイヤル：0120-716-267

災害救助法適用市町村に居住の任意継続加入者を対象に、以下の措置を講じます。

- (1) 死亡保険金及び入院給付金を請求する場合、手続書類の緩和措置をとります。（添付書類の省略又は代替書類の添付等。例えば、死亡の証明については、報道記事等で代替できれば省略可能です）。
また、病院の事情（倒壊、停電、満床等）で入院できず、臨時施設や自宅で治療（療養）を受けた場合、医師による証明書があれば、入院したものとみなし、給付金を請求することができます。
- (2) 保険料の払い込みについて、申し出により延長できる場合があります。

8 アイリスプラン（年金コース）関係〔担当部署：福祉部貯金・貸付課〕
〔問い合わせ先〕専用フリーダイヤル：０１２０-４９１-２９４

詳細は、専用フリーダイヤルまでお問い合わせください。

9 宿泊施設関係〔担当部署：施設部管理課〕

令和８年９月３０日までの間、被災により自宅での居住が困難となった任意継続加入者及びその御家族に対し、当事業団の宿泊施設（全１６施設）を提供します。

利用料金については、宿泊料は無料、食事代は自己負担となります。

宿泊の御利用については、各宿泊施設への事前予約が必要です。なお、予約状況によっては、御利用いただけない場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

各施設の連絡先は、私学共済ホームページを御参照ください。

上記の内容に関するお問い合わせは、当事業団共済事業本部の各担当部署までお願いします。なお、項番７「共済定期保険」及び項番８「アイリスプラン」については、フリーダイヤルにお問い合わせください。

以上

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部
〒１１３－８４４１ 東京都文京区湯島１－７－５
TEL：０３－３８１３－５３２１（代表）
私学共済ホームページ：<https://www.pmac.shigaku.go.jp>